

福 祉 第 4 3 0 0 号

令和2年(2020年)4月1日

各関係団体の長 様

保健福祉部福祉局地域福祉課長

介護従事者確保総合推進事業実施要領の制定について(通知)

このことについて、本事業の実施要領を別紙のとおり制定しましたので通知します。

記

1 事業名

介護従事者確保総合推進事業

2 送付書類

介護従事者確保総合推進事業実施要領

介護人材係(担当:宮本)

電話:011-232-4111(内線:25-619)

介護従事者確保総合推進事業（外国人留学生生活支援事業）実施要領

1 要領の目的

この要領は、令和2年度（2020年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定める事項のほか、介護従事者確保総合推進事業実施要綱2の(15)に定める外国人留学生生活支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な手続き等について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等

都道府県の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第4号、第5号、第6号、第12号、第13号、第15号及び第24号を除く）及び同法第8条の2第1項各号（介護職員の配置が義務づけられていない第3号、第4号、第5号、第10号、第11号及び第16号を除く）に規定するサービスを実施している介護サービス施設及び介護サービス事業所

(2) 奨学金等

介護サービス事業所等が、外国人留学生に対して学費等及び居住費などの生活費の貸付を行う経費の名称（給付型を除く）

(3) 留学生

在留資格「留学」で留学し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第40条第2項第1号から第3号の規定による文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者

3 補助対象者

本事業の対象者は、道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象）とする。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助金額及び補助率は次のとおりとする。

なお、留学生が介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により貸付を受けている場合は対象としない。

補助対象経費	基準額（留学生1人当たり）	補助率
学費（授業料、施設設備費等）	年額600千円以内	1/3以内
入学準備金	200千円以内（1回限り）	
就職準備金	200千円以内（1回限り）	
国家試験受験対策費用	年額40千円	
居住費などの生活費	年額360千円以内	

5 補助事業者が留学生と奨学金等の契約を行う際の留意点

補助事業者は、留学生と奨学金等の契約をする際は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項（平成30年3月法務省入国管理局）に基づいた契約内容とすること。

6 貸付の決定の取消し等

留学生が次のいずれかに該当する場合は、当該留学生に係る交付決定を取消すものとする。

- (1) 奨学金等の貸付を受けることを辞退したとき。
- (2) 介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により貸付を受けているとき。
- (3) 負傷、疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) 退学したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 留学生に対する返還免除

補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が養成施設を卒業後1年以内に補助事業者が運営する介護サービス事業所等で、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において介護等の業務に従事した場合は、引き続き3年（返還猶予者に係る場合には、通算して3年）、その他の場合にあつては引き続き5年（返還猶予者に係る場合には、通算して5年）に達した場合は、補助金相当分の奨学金等を免除しなければならない。

なお、上記に関わらず、補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が継続（又は通算）して3年（又は5年）就労しない場合であっても、奨学金等の返還を免除することができる。

8 介護等の業務に従事した期間の計算

- (1) 7に規定する介護等の業務に引き続き従事した期間を計算する場合には、留学生が当該介護等の業務に従事した日の属する月から当該介護等の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、留学生が介護等の業務に従事しなくなった日の属する月において再び当該介護等の業務に従事することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。
- (2) 7に定める3年（又は5年）の計算については、次のとおりとする。
 - ア 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上。
 - イ 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。

9 返還の債務の免除

留学生が次のいずれかに該当する場合は、補助事業者は、補助金相当分の奨学金等の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設等を卒業後1年以内に、法第42条第1項の登録を受けて行う次に掲げる業務又は職務（以下「介護等の業務」という。）に従事し、かつ、当該介護等の業務に従事した期間が、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において従事した場合

は、通算して3年、その他の場合にあつては引き続き5年（返還猶予者に係る場合には、通算して5年）に達したとき。

ア 介護保険法及び老人福祉法に規定する介護サービス事業所等において利用者等に行う入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等の業務

イ アに掲げるもののほか、介護等の便宜を供与する業務であつて、知事が適当と認めるもの

(2) (1)に規定する介護等の業務に従事する期間中に、当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

10 補助金の返還

補助事業者は、留学生が次のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金額の全部又は一部を道に返還しなければならない。

- (1) 貸付の決定が取り消されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 介護等の業務に従事した場合において、その従事した期間が9の(1)に規定する期間に達しないうちに当該業務に従事しなくなったとき（9の(2)に該当する場合を除く）。

11 返還の猶予

留学生が次のいずれかに該当する場合は、知事は、その理由が継続する期間、補助金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他のやむを得ない理由により、就業が困難になったと認められるとき。
- (2) 疾病その他のやむを得ない理由により介護等の業務を中断するに至った場合において、当該中断の生じた日から1年以内に再び当該業務に従事することが確実であると認められるとき。

12 返還の債務の減免

留学生が次のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の返還金額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 介護等の業務に従事した場合において、当該業務に引き続き従事した期間が補助した期間に相当する期間以上のとき。
- (2) 死亡したとき。

13 現況報告の提出

補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が当該法人の運営する介護サービス事業所等に就職した後、継続（又は通算）して3年（又は5年）間、毎年6月30日までに道に現況を報告しなければならない。

14 申請等の必要書類

この補助金の交付の申請等に係る必要書類は、告示及び介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 交付申請

- ア 外国人留学生調書（別紙1）
 - イ 奨学金等の契約書の写し（留学生が自筆で署名したもの）及びその添付書類
 - ウ 在学証明書（別紙2）
 - エ 留学生の在留カードの写し
- (2) 実績報告
- ア 卒業証明書の写し（留学生が最終学年の場合）
 - イ 採用通知書の写し等（就職準備金を申請している場合）
- (3) 現況報告
- ア 外国人留学生生活支援事業現況報告書（別紙3）
 - イ 留学生の現況報告一覧表（別紙4）
 - ウ 在職証明書（別紙5）
 - エ その他関係書類（健康保険被保険者証の写し等の留学生を雇用していることを証する書類）
- (4) 返還の猶予
- ア 猶予申請書（別紙6）
 - イ 申請の理由を確認できる書類
- (5) 返還の発生
- ア 外国人留学生生活支援事業返還発生報告書（別紙7）
 - イ 返還対象者一覧（別紙8）
 - ウ 減免金額計算書（別紙9）
- (6) 返還の免除
- ア 返還免除報告書（別紙10）
 - イ 免除対象者一覧（別紙11）

外国人留学生調書

1 留学生について

氏名（カタカナ表記）	
住 所	〒
生年月日（西暦）及び年齢※	
出 身 国	
入 国 年 月	

※4月1日現在の年齢を記入。

2 在学する介護福祉士養成校について

学校名及び学年	(年 生)
住 所	〒
電 話 番 号	
入学（予定）年月日	
卒業（予定）年月日	

3 就職する事業所

施 設 名	
住 所	
就職（予定）年月日	

※未定の場合は「未定」と記入すること。

4 補助対象経費について

経費名	金 額	備考
学 費	円	
入 学 準 備 金	円	
就 職 準 備 金	円	
国家試験受験対策費	円	
居住費などの生活費	円	
合 計	円	

注 外国人留学生1人につき1枚を作成してください。

別紙 2

在 学 証 明 書

氏名（カタカナ）

生年月日（西暦）

住 所 〒

上記の者は、本校に在学していることを証明する。

北海道知事 様

年 月 日

住 所

法人名

学校名

校長名

印

別紙 3

年 月 日

北海道知事 様

住 所

代表者職氏名

印

外国人留学生生活支援事業現況報告書

このことについて、介護従事者確保総合推進事業実施要領の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 留学生の現況報告一覧表（別紙6）
- 2 在職証明書（別紙7）
- 3 その他関係書類
 - ・留学生を雇用していることを証する書類（雇用保険被保険者証の写し等）

留学生の現況報告一覧表

No.	氏名 (カタカナ表記)	住所	生年月日	国籍	卒業した介護福祉士養成施設 学校名	介護福祉士養成施設 入学生年月日		卒業年月日		介護福祉士国家資格 取得状況	補助年度		道補助金総 額 (円)	就業先の事業所名	介護業務の従事期間		在職期間 (通算)	業務に従事 した期間	現在の状況		
						2020年4月1日	2022年3月31日	2020年4月1日	2022年3月31日		始期	終期			始期	終期					
例	ホッカイ タロウ	札幌市中央区〇〇	2000/1/1	〇〇	〇〇学校	2020年4月1日	2022年3月31日	〇	〇	〇	2020	2021	798,000	特業 〇〇	2022年4月1日				・法人の施設で就労中 ・〇〇の理由により、〇〇年〇〇月〇 〇日に帰国		
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					

(注) 1 補助事業終了後から、介護福祉士養成施設を卒業後5年間を経過するまでの留学生について記入すること。(ただし、帰国等によりすでに補助金の返還決定を受けている者を除く。)

2 法人内の施設で就労中の場合は、在職証明書及び雇用保険被保険者証等の写しを添付すること。

3 行が不足する場合は、適宜追加すること。

別紙5

在 職 証 明 書

氏名（カタカナ）	
生年月日（西暦）	
住 所 〒	
雇 用 形 態	
職 種	

上記の者は、本法人の施設に介護職員として在職していることを証明する。

北海道知事 様

年 月 日

住 所	
法 人 名	
代表者職氏名	印
施 設 名	
施 設 住 所	

別紙 6

年 月 日

北海道知事 様

住 所

代表者職氏名

印

外国人留学生生活支援事業猶予申請書

このことについて、介護従事者確保総合推進事業実施要領の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 申請の理由

2 猶予期間

始期 年 月 日 から

終期 年 月 日 まで

3 添付書類（申請の理由を確認できる書類）

別紙7

年 月 日

北海道知事 様

住 所

代表者職氏名

印

外国人留学生生活支援事業返還発生報告書

このことについて、介護従事者確保総合推進事業実施要領の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 返還対象者一覧（別紙10）
- 2 減免金額計算書（別紙11）
※一人につき一枚作成すること。
- 3 その他関係書類

返還対象者一覧

No.	氏名 (カタカナ表記)	住所	生年月日	国籍	補助期間		合計月数	還補助金総額 (円) A	就業先の事業所及び所在市町村		介護業務の従事期間		合計月数	減免額 (円) B	要返還額 (円) C=A-B	備考
					始期	終期			事業所名	所在市町村	始期	終期				
例	ホツカイ タロウ	札幌市中央区〇〇	2000/1/1	〇〇	2020.4	2022.3	24	798,000	特養 〇〇	札幌市	2022/4/1	2028/3/31	60	798,000	0	・過疎地該当施設な
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
合 計								798,000						798,000	0	

- (注) 1 就業先の事業所名について、複数ある場合は全部記入すること (複数を併用しても差し支えない)
 2 減免金額については、別紙11の減免金額計算書により算出し、本様式に添付すること。
 3 行が不足する場合は、適宜追加すること。

減 免 金 額 計 算 書

補助期間	年 月 ~ 年 月	計	0月
補助金額	年度	円	計 0円
	年度	円	
	年度	円	
	年度	円	

従 事 期 間					施設等の所在市町村
年	月	~	年	月	(0月)
年	月	~	年	月	(0月)
年	月	~	年	月	(0月)
年	月	~	年	月	(0月)
年	月	~	年	月	(0月)
計					(0月)

減 免 金 額	
① 従事した施設等の場所が免除期間が5年の市町村である場合	$ \begin{array}{rcl} \text{補助金額} & \times & \text{従事期間} \\ (0円) & & (0月) \\ & & \hline & & \text{補助期間} \times \frac{5}{2} \\ & & (0月) \end{array} = 0円 $ <p style="font-size: small;">*補助期間が2年に満たない場合は、2年(24月)で計算</p>
② 従事した施設等の場所が免除期間が3年の市町村である場合	$ \begin{array}{rcl} \text{補助金額} & \times & \text{従事期間} \\ (0円) & & (0月) \\ & & \hline & & \text{補助期間} \times \frac{3}{2} \\ & & (0月) \end{array} = 0円 $ <p style="font-size: small;">*補助期間が2年に満たない場合は、2年(24月)で計算</p>
計 0円	

*従事した介護サービス事業所等が過疎地域の市町村に所在している場合、その期間は②の計算式で算定する。

過疎地域とそれ以外の場所の両方で従事した期間がある場合は、①・②の両方で計算し算定する。

返 還 金 額	
補助金額 (0円)	減免額 (0円)
0円	

必 要 書 類
<ul style="list-style-type: none"> ・留学生の現況報告一覧表 (別紙6) ・猶予申請書 (猶予期間がある場合) (別紙8)

別紙 10

年 月 日

北海道知事 様

住 所

代表者職氏名

印

外国人留学生生活支援事業返還免除報告書

このことについて、介護従事者確保総合推進事業実施要領の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 免除対象者一覧（別紙 13）
- 2 その他関係書類

免除対象者一覧

No.	氏名 (カタカナ表記)	住所	生年月日	国籍	補助期間		道補助金総額 (円) A	就業先の事業所及び所在市町村		介護業務の従事期間		備考 (免除理由等)
					始期	終期		事業所名	所在市町村	始期	終期	
例	ホツカイ タロウ	札幌市中央区〇〇	2000/1/1	〇〇	2020.4	2022.3	798,000	特養 〇〇	札幌市	2022/4/1	2028/3/31	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合 計												
							798,000					

- (注) 1 本様式は、介護従事者確保総合推進事業実施要領7の(2)の規定に基づき留学生の奨学金等を免除(金額返還免除)した場合に用いること。
 なお、道が補助対象者に交付した補助金は、留學生が3年(又は5年)継続(又は通算して)介護サービス事業所等に就労した場合に免除するため、留意すること。
 2 就業先の事業者名について、複数ある場合は全部記入すること(複数行を使っても差し支えない)
 3 減免金額については、別紙11の減免金額計算書により算出し、本様式に添付すること。
 4 行が不足する場合は、適宜追加すること。